

様式第1-2号

令和5年10月20日

広島広域都市圏協議会会長

(団体又は代表者の住所) 〒731-0221

広島県広島市中区白島〇丁目△番□号

(団体名) ○〇町内会

(代表者職名・氏名) 会長 △△ △△

(担当者氏名) □□ □□

(連絡先) 電話：082-123-4567

FAX：082-123-4568

メール：〇〇@gmail.com

広島広域都市圏交流活動促進事業補助金交付事前協議書 (単独事業用)

広島広域都市圏交流活動促進事業補助金の交付を受けたいので、以下のとおり事前協議します。

活動日	令和5年11月5日	利用予定の公共交通又は貸切バス	別紙のとおり。			
目的地 (場所の名称(市町名))	神楽門前湯治村 (安芸高田市)	活動参加者数	10名			
活動内容	〇〇町内会の町内旅行として、神楽門前湯治村へ行き、神楽鑑賞等を通して町内会の親睦を深める。	公共交通又は貸切バス利用者数	往路	10名	復路	10名
		補助金交付申請予定額	17,860円			
団体要件 (該当するものをチェック)	<input checked="" type="checkbox"/> 団体の構成員の過半数は地域の住民や事業者が占めている <input checked="" type="checkbox"/> 団体の運営に関する規程 (規約、会則、定款等) を設けている <input checked="" type="checkbox"/> 団体の運営に関する規程で、地域の維持や課題解決、活性化等につながる地域活動を行っていることが確認できる					

※ 上記申請予定額を上回る額で申請を受け付けることはできませんので御注意ください。

※ 団体の運営に関する規程 (規約、会則、定款等) を併せて御提出ください。

＜市町記入欄＞

受付日： 日 月 日 事務局確認日： 日 月 日 回答日： 日 月 日 回答市町：

□ 補助金交付を  
願います。

市町が事前協議の結果を記入する箇所ですので、申請団体は記入不要です。

申請をお

※ 上記申請予定額での補助金交付を決定したわけではありません。申請の内容によっては、不交付決定または上記申請予定額を下回る額で交付決定となる場合があります。

- 申請予定額が本事業の予算残額を超過するため、補助金の交付を受けられません。
- 活動内容が補助対象と認められないため、補助金の交付を受けられません。
- 貴団体が対象団体と認められないため、補助金の交付を受けられません。
- 交流する団体が対象団体と認められないため、補助金の交付を受けられません。
- ( ) ため、補助金の交付を受けられません。

様式第1-2号 別紙

小児運賃、障害者割など  
 ※事前協議の申請予定額を超えて補助金を交付する事はできないため、往復割や団体割など、割引後の利用額が不明確な場合は通常料金を記載してください。

【公共交通等利用予定】

「公共交通型」の場合は、集合地点と目的地の区間のうち、3名以上で公共交通を利用予定の区間を記入してください。  
 「貸切バス型」の場合は、10名以上で貸切バスを利用予定の区間を記入してください。

公共交通等の種類※	利用区間	①単価 (貸切バスは借上料)	②利用者数	利用額①×②/2 (貸切バスは①/2)	割引の種類 該当の場合のみ記入
アストラムライン	白島 ⇒ 県庁前	200円	8名	800円	
アストラムライン	新白島 ⇒ 県庁前	180円	2名	180円	
高速バス	広島バスセンター ⇒ 美土里BS	1,590円	10名	7,950円	
高速バス	美土里BS ⇒ 広島バスセンター	1,590円	10名	7,950円	
アストラムライン	県庁前 ⇒ 新白島	180円	2名	180円	
アストラムライン	県庁前 ⇒ 白島	200円	8名	800円	
		円	名	円	
		円	名	円	
③合計額				17,860円	
補助交付申請予定額				17,860円	

※公共交通等の種類

JR、路線バス、高速バス、デマンドバス、アストラムライン、路面電車、貸切バス

③合計額または補助上限額のいずれか（別の補助金等を受給した（する）場合は、その旨を記載してください。）

集合地点（アストラムライン白島駅）と目的地（神楽門前湯治村）の区間で3名以上が利用する区間が補助対象となります。

白島駅の次の駅の新白島駅から乗車する参加者が2名いる場合、上記区間内のため、その2名の利用も補助の対象となります。

【貸切バスを利用する場合】※貸切バス利用申請書を提出してください。

貸切バス運行会社名	一般乗合旅客自動車運送事業	許可あり・なし	一般貸切旅客自動車運送事業	許可あり・なし
貸切バスを利用する理由を記入してください。				

【補助金等の受給確認】

本補助金以外で、他の団体（国や県、広島広域都市圏内の市町など）から公共交通の利用に要する経費の補助等を受けた又は受ける予定であり、当該補助等が他の補助等との重複申請を認めていない場合は併給不可とします。ついては、その他の補助金等の受給状況を確認するため、以下の当てはまる方に○をしてください。

上記、公共交通等の利用に係る経費について、以下の(1)または(2)から補助金等を受給した（する予定である）。	<input type="checkbox"/> はい（カッコ内に補助金等の名称等を記入してください。） 補助金等の名称： 受給額（受給予定額）： 円 <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
(1) 国・県・広島広域都市圏内の市町	
(2) 国・県・広島広域都市圏内の市町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等	

【団体の概要】

団体概要を確認するため、以下を記入してください。町内会や地区社協、子ども会等のように地縁に基づいて設立され、活動範囲が明確な団体（別紙「Q&A」の対象団体一覧表で「○」となっている団体等）は記入不要です。

団体名				
設立時期	( 昭和 ・ 平成 ・ 令和 ) 年 月			
活動状況	活動範囲 (例. 広島市、広島市中区、広島市中央区国泰寺町、広島市中央区国泰寺町1丁目など)			
	団体の構成員数	人	うち、活動範囲に居住する構成員数	人
活動目的				

様式第3-2号 (委任払用)

令和5年11月30日

広島広域都市圏協議会会長

(団体の所在地又は代表者の住所)

〒731-0221

広島県広島市中区白鳥〇丁目△番□号

(団体名) ○〇町内会

(代表者職名・氏名) 会長 △△ △△

(担当者) □□ □□

(連絡先) 電話：082-123-4567

FAX：082-123-4568

メール：○○@gmail.com

広島広域都市圏交流活動促進事業補助金交付申請書兼請求書

別紙のとおり、活動を実施しました。ついては広島広域都市圏交流活動促進事業補助金の交付を受けたいので、以下のとおり申請（請求）します。なお、確認事項に記載の内容について同意します。

交付申請額：**16,090円**

上記の金額の受領を以下の者へ委任します。

委任状	住所	〒731-0221 広島県広島市中区白鳥〇丁目△番□号
	氏名	○○町内会 会計担当 ■■ ■■

以下の口座に振り込んでください。

振込先	金融機関コード				店舗コード			記号 (ゆうちょの場合)			金融機関名				店舗名	
	1	2	3	4	5	6	7				□□□	銀行 組合	金庫 農協	□□支	店 所	
	預貯金口座の種別							口座番号								
	普通・当座							8910111								
	口座名義人 (か)		マルマルチヨウナイカイ カイケイタントウシカ													

※ 「①団体の代表者名義」または「②団体名が確認できるその他の名義」の口座に振込を行います。

【確認事項】

- ① 補助金交付の審査のため、広島広域都市圏協議会の担当職員が交流した団体等に、申請内容等について照会することに同意します。
- ② 申請内容に影響のない軽微な修正や明らかな誤字脱字の訂正を広島広域都市圏協議会の担当職員が行うことを承諾します。
- ③ 広島広域都市圏交流活動促進事業費補助金交付要綱の規程による会長の決定又は指示に従わなかったためにその交付を受けられなかった場合は、そのことについて争いません。
- ④ 表面に記載された受取口座への振込手続後、記載間違い等の事由によりその振込みが完了せず、かつ、申請後30日以内に、連絡・確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑤ 偽りその他不正の手段により、及び交付条件に違反して補助金を受給していることが判明した場合には、補助金を返還することを誓約します。

様式第4-2号

広島広域都市圏交流活動促進事業 活動実施報告書（単独事業用）

補助金交付申請予定額の範囲内で収まる場合は、事前協議から人数が変更となっても構いません。	〇〇町内会			
	活動日	令和5年11月5日		
活動参加者数	9名			
公共交通又は貸切バス利用者数	往路	9名	復路	9名
利用した公共交通又は貸切バス	別紙のとおり。			
目的地の名称（市町名）	神楽門前湯治村（安芸高田市）			
活動内容 <small>（どのような活動をしたかなるべく具体的に記入してください。）</small>	到着後、施設内のお食事処で地元の食材を使用したあみ焼き御膳を堪能。昼食後、神楽ドームで神楽公演を鑑賞し、鑑賞後は自由時間とした。神楽資料館の見学や温泉施設を利用する者もいれば、子ども連れの会員は神楽グッズ製作や門前通りで縄文アイスなどを楽しんだ。			
活動効果 <small>（上記活動を行い、団体にどのような効果があったかなるべく具体的に記入してください。）</small>	町内の近所付き合いは挨拶を交わす程度のものが多かったが、町内旅行を通して顔の見える関係が広がったことで、気軽な声掛けや他愛ない会話が增えた。また、町内会の交流会への参加者が増えた。			
本補助事業に関する御意見 <small>（本補助事業について、良かった点や改善すべき点がありましたら記入をお願いします。）</small>	（自由記入） <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">                     活動効果は、当該活動を行ったことで、（参加者個人ではなく）<u>団体</u>にどのような効果があったかを記入してください。                 </div>			

※ 以下の書類を併せて御提出ください。

- (1) 事業実施が確認できる写真
- (2) 活動参加者の名簿
- (3) 「交通費の支払を証明する資料」または「利用区間の運賃が確認できる資料及び公共交通の利用が確認できる写真」
- (4) 事業実施が確認できる書類（団体内の案内文、チラシ、実施要領等）

様式第4-2号 別紙

小児運賃、障害者割、往復割、団体割など

【公共交通等利用報告】

「公共交通型」の場合は、集合地点と目的地の区間のうち、3名以上で公共交通を利用した区間を記入してください。  
 「貸切バス型」の場合は、10名以上で貸切バスを利用した区間を記入してください。

公共交通等の種類※	利用区間	①単価 (貸切バスは借上料)	②利用 者数	利用額①×②/2 (貸切バスは①/2)	割引の種類 該当の場合のみ記入
アストラム ライン	白島 ⇒ 県庁前	200円	8名	800円	
アストラム ライン	新白島 ⇒ 県庁前	180円	1名	90円	
高速バス	広島バスセンター ⇒ 美土里BS	1,590円	9名	7,155円	
高速バス	美土里BS ⇒ 広島バスセンター	1,590円	9名	7,155円	
アストラム ライン	県庁前 ⇒ 新白島	180円	1名	90円	
アストラム ライン	県庁前 ⇒ 白島	200円	8名	800円	
	⇒	円	名	円	
	⇒	円	名	円	
③合計額				16,090円	
補助金交付申請額				16,090円	

集合地点（アストラムライン白島駅）と目的地（神楽門前湯治村）の区間で、3名以上が利用する区間が補助対象となります。  
 白島駅の次の駅の新白島駅から乗車する参加者が1名いる場合、上記区間内のため、その1名の移動も補助の対象となります。

乗合タクシー、フェリー、高速船、  
(乗用タクシー、新幹線は除く)

予定額のいずれか低い方を記入  
(の) 場合は差し引いた額を記入

補助金交付申請予定額の範囲内で収まる場合は、事前協議から人数が変更となっても構いません。

令和5年11月30日

申請団体名 〇〇町内会

代表者 職・氏名 会長 △△ △△

※ 支払を証明する書類（利用者数分の領収書や切符の写真など）が提出できる場合は、署名不要です。

※ 貸切バス型の場合は、貸切バスの借上げに係る領収書（写しでも可）を必ず提出してください。

【補助金等の受給確認】

本補助金以外で、他の団体（国や県、広島広域都市圏内の市町など）から公共交通の利用に要する経費の補助等を受けた又は受ける予定であり、当該補助等が他の補助等との重複申請を認めていない場合は併給不可とします。ついては、その他の補助金等の受給状況を確認するため、以下の当てはまる方に○をしてください。

- 上記、公共交通等の利用に係る経費について、以下の  
 (1)または(2)から補助金等を受給した（する予定である）。
- 国・県・広島広域都市圏内の市町
  - 国・県・広島広域都市圏内の市町が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等

はい（カッコ内に補助金等の名称等を記入してください。）

補助金等の名称：  
 受給額（受給予定額）： 円

いいえ

様式第6号

活動参加者名簿（実績報告）

	参加者氏名	公共交通又は貸切バスの利用 (利用：○ 利用なし：×)	
		往路	復路
1	広島 太郎	○	○
2	呉 花子	○	○
3	竹原 一郎	○	○
4	三原 次郎	○	○
5	大竹 三郎	○	○
6	岩国 四郎	○	○
7	上関 五郎	○	○
8	浜田 六郎	○	○
9	美郷 七郎	○	○
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			